

東久留米自然ふれあいボランティアが

第23回「みどりの愛護」
功労者国土交通大臣表彰を
受賞しました



この表彰は、「みどりの日」の制定と国際化と緑の博覧会開催の理念を将来に継承し、花と緑の愛護に顕著な功績のあった団体の表彰を行うものです。

このたび、市内の保全地域や森の広場などで、緑の保全作業や啓発活動を続けてきた

24年度
国民健康保険税の
税率等が改定になります

国保財政は
危機的状況です

国民健康保険(国保)は、加入者が病気やけがをしたときに、経済的負担を抑え安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの負担金と、加入者が納める国保税によって支えられています。

近年、急速な高齢化や医療技術の高度化により、市町村の国保は極めて厳しい財政運営を強いられています。東久留米市の国保会計も同様に厳しい財政運営になっていて、一般会計からの赤字補填分の繰り入れ(22年度決算は7億円)により収支が保たれてい

24年度国保税の
税率改定

後期高齢者医療制度は、患者負担を除き50割を国・都や市区町村の負担金、10割を高齢者自身の保険料、40割を各医療保険の後期高齢者支援金で運営しています。

24年度の市の支援金総額は約17億4500万円と見込んでいます。支援金の主な財源は、国保税の後期高齢者支援金等分(後期支援分)と、国や都の補助金・交付金です。

この財源の見積もりをしたところ、約1億円の財源不足が見込まれました。そこで安定した国保制度運営を確保するため、後期支援分について総額約7000万円を税の改定で賄い、また国保税の引き上げ抑制のため、残りの3000万円については一般会計からの赤字補填繰入金で補填することになりました。

加えて今回の改定では、昨年度に引き続き、国保税の計算方式に用いられる「資産割」についても改定を行っていただきます。国保税の資産割は、所得割を補うために設けられていますが、居住用資産の多い都

※年金収入150万円で68歳の方が1人で加入の場合
23年度 1万2,200円 → 24年度 1万2,600円

※年金収入230万円、68歳、65歳の夫婦で加入の場合
23年度 9万9,600円 → 24年度 10万4,200円

※給与収入350万円、39歳、33歳、7歳の家族3人で加入の場合
23年度 20万9,000円 → 24年度 21万9,300円

※給与収入500万円、40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入の場合
23年度 36万6,600円 → 24年度 38万4,400円

※給与収入が700万円、58歳、55歳、25歳、22歳の家族4人で加入し、固定資産(税額10万円)を有している場合
23年度 48万9,400円 → 24年度 50万7,100円

国民健康
保険税の
試算例

税率の改定

区分	年度	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	23年度	3.72%	8.50%	2万3,600円	6,100円	51万円
	24年度	3.87%	4.20%			
後期高齢支援分	23年度	1.55%	2.10%	9,400円	1,800円	14万円
	24年度	1.80%	1.00%			
介護分	23年度	1.29%	4.60%	8,600円	4,300円	12万円
	24年度	1.36%	2.30%			

①引き上げ総額Ⅱ約7000万円

②被保険者一人当たりⅡ年間約1800円(1ヵ月当たり約150円)の引き上げ

24年度の変更点

国保税の算定

税率の改定

改定の総額は

24年度国保税の税率などの改定を受け、総額は次の通り見込んでいます。

24年度市民税・都民税
納税通知書(普通徴収分)
を送付します

24年度の市民税・都民税の納税通知書を6月11日(月)に発送します。今回発送する納税通知書は、市民税・都民税を個人で納付(普通徴収)する方が対象となります。

※電算システムの入替に伴い、今年度から納税通知書の様式を変更しています。

【対象となる方】①23年分所得税の確定申告書、または24年度市民税・都民税申告書を提出した方②23年分の給与収入や公的年金などの支払報告書が勤務先などから市役所へ

都民住宅
(東京都施行型)
入居者を募集します



都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅です。

【申し込み資格】①都内に居住していること②同居親族がいないこと(単身では申し込み不可)③所得が定められた基準に該当すること④現に自ら居住するための住宅を必要としないこと⑤暴力団員でないこと

【募集案内の配布場所・配布期間】土曜・日曜日を除く6月4日(月)～13日(水)に都市計画課(市役所5階、都庁、都内各市区役所、町村役

提出され、市民税・都民税を個人で納付する方【対象とならない方】①申告書を出した方②市民税・都民税の年税額を全て給与から天引き(特別徴収)される方③税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者)

【市民税・都民税が給与天引きされている方で、納税通知書が届いた方】給与から天引き(特別徴収)している方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることができ、市民税・都民税を、納税通知書(普通徴収)で納めていた

国民年金
だより

24年度の年金額は0・3割の引き下げとなります

国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わるのを防ぐため、物価の変動に応じて自動的に額を改定する仕組みが取られています。これは、前年平均の全国消費者物価指数の変動率を基にして、改定されるものです。

現在、直近の年金引き下げ年であった22年の物価が基準となっています。23年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率はマイナス0・3割でした。23年の物価は基準となる22年の物価と比較してマイナス1へ。



務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が普通徴収(納付書か口座振替)の方の取り扱いに変更はありません。

【注意】24年度の課税・非課税証明書は、6月11日(月)から発行します。※65歳未満で公的年金などの所得と給与所得がある方で、給与所得に係る市民税・都民税を給与から天引き(特別徴収)している方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることができ、市民税・都民税を、納税通知書(普通徴収)で納めていた